

2023年 11月 24日

オハラ樹脂工業株式会社

代表取締役 尾 原 慶 則 殿

JMITU愛知地方本部

執行委員長 北 村 淳

(押印略)

JMITU愛知支部

執行委員長 平 田 英 友

(押印略)

同 オハラ樹脂工業分会

分会 長 朝 倉 健 次



監視カメラについて (8)

「業務Gr. ■■■■■」氏名による、本年11月14日付「貴組合掲示物（号外第61）について」と題する書面を拝受致しました。■■■■氏及び貴社に対し嚴重に抗議申し上げますと共に、本件を議題とする速やかな団体交渉開催を再度強く要求致します。

記

- 1 上記書面の第1段落では「事実と相違する刺激的な内容」と述べておられますが、「あっちにカメラ、こっちにもカメラ 会社中監視カメラだらけ」は、事実であり、その状況を表現したものに過ぎず、干渉を受ける謂れはありません。何度も申し上げているように、当労組掲示物への干渉・介入は厳に慎まれるよう強く要求致します。
- 2 上記書面の第2段落では「当該労働者が私的生活の場である自宅と、会社の指揮命令下で従業員が業務を遂行する就業場所」との違いを理解していないとのご指摘がありますが、当労組の掲示物への理解をされていないのは■■■■氏自身であることを指摘させていただきます。当労組が「号外第61」で言っているのは、■■■■氏らが「防犯カメラ」だと言い訳していることに対して当労組が、そんな言い訳で「監視カメラ」である事実を誤魔化そうとするには無理があるということを指しての表現であり、唯、字面だけを捉

えて揚げ足を捕ろうとされても徒労に終わるだけであると申し上げておきます。

真に「防犯カメラ」設置が必要であったと主張されたいのであれば、従業員のプライバシー侵害に及ぶ可能性があることから、取り付ける前に事情を説明し、理解と納得を得た上で設置をするという、初歩的且つ当然の手続きを省いて開き直るのではなく、そうした配慮に欠けていた軽率さこそ恥じるべきと申し上げます。

多数の「監視カメラ」設置が「異常」という、少なからぬ従業員の率直な声であり、意見でもあります。貴社ないし■■■■氏は、組合員を含む従業員の声に、謙虚に耳を傾けようとされず、難癖だけでも許し難い介入であるところ、「掲示物を直ちに撤去」し、組合員を「指導」せよなどとの文言は、おこがましい支配介入であり、断じて容認できるものではありません。尾原社長共々、上記不当労働行為意思を猛省され、書面での謝罪を要求するとともに、本件での団体交渉開催を強く要求致します。

以 上